

2018年11月27日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区港南一丁目2番70号

プレミア投資法人

代表者名 執行役員

高橋 達哉

(コード番号 8956)

資産運用会社名

プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社

代表者名 代表取締役社長

香月 重人

問合せ先

取締役 財務部長

大寺 健之

(TEL: 03-6630-4611)

一般事務の委託の内容の一部変更に関するお知らせ

プレミア投資法人は、本投資法人の資産運用会社兼一般事務受託者であるプレミア・リート・アドバイザーズ株式会社（以下「PRA」といいます。）が、一般事務受託者として本投資法人との間で締結した2007年9月1日付「一般事務委託契約」（以下「本契約」といいます。）に基づき、PRAに下記1.の事務を委託しているところ、今般、PRAに係る事務の委託の内容を下記2.及び3.のとおり一部変更しましたのでお知らせします。

記

1. 本契約によって委託している一般事務の内容

本投資法人は、本契約によって、PRAに対し、投資信託及び投資法人に関する法律第117条第4号に基づく以下の事務（以下「委託事務」といいます。）を委託しています。

- (1) 本投資法人の投資主総会の運営に関する事務（投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等の送付並びに議決権行使書（又は委任状）に関する事務は除きます。）
- (2) 本投資法人の役員会の運営に関する事務

2. 変更の内容

- (1) 委託事務に関連して、本投資法人がPRAに取扱いを委託した個人情報について、以下の事項に係る条項を追加するものです。
 - ・ PRAによる個人情報の目的外利用、漏洩、開示等の禁止
 - ・ PRAの個人情報の保管・管理に係る注意義務及び漏洩等の防止に係る安全管理措置の整備義務
 - ・ 個人情報の漏洩等が生じた場合の対応及びPRAの責任
 - ・ PRAの個人情報の保護に関する法律等の関係法令の遵守義務
 - ・ PRAの個人情報の取扱状況及び法令遵守状況の報告義務並びに本投資法人の指示による是正義務
- (2) 委託事務の再委託について、以下の事項に係る条項を追加するものです。
 - ・ PRAは、本投資法人の事前の書面による許諾がある場合に限り、委託事務を再委託できること
 - ・ 個人情報の取扱いを再委託する場合におけるPRAの義務及び責任
 - ・ 上記2点は、再委託先から更に順次委託する場合においても同様に適用されること

3. 変更日

2018年11月27日

以上